

第4節 形態1-4

(網構成)

第14条 当社の電気通信設備と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第15条 当社の多重化装置と直接協定事業者間網で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表22に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。